

## 別紙「個人情報保護」／紹介サービス利用規約

紹介サービス利用規約第11条（顧客情報）第1項記載の、当社が別に定める基準は以下となります。

### 第1条（個人情報の定義）

本別紙において、個人情報とは、次の各号に定めるものをいう。

- ① 本契約の実施の過程においてパートナー店が知り得た当社及び当社の関係会社が保有する個人に関する情報であって、当該個人を識別できるもの、及び当該情報のみでは識別されないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるもの。なお、個人情報には、氏名、生年月日、住所、電話番号、または個人別に付与された番号・記号（電子メールアドレス、免許証番号、クレジットカード番号、IDなどをいう。）が含まれ、且つこれらに限定されない。また、個人情報は、秘密の情報であるかどうかは問わない。
- ② 前号の他、当社が別途指定したもの。

### 第2条（個人情報の取扱い）

1. パートナー店は、事前の書面による当社の同意を得ることなく、個人情報を本契約記載の目的以外の目的に利用してはならない。
2. パートナー店は、個人情報を機密として管理するものとし、事前の書面による当社の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示、提供及び漏えい等してはならない。
3. パートナー店は、事前の書面による当社の同意を得ることなく、個人情報を複写・複製（パソコンへのダウンロードを含む）、加工してはならない。
4. パートナー店は、あらかじめパートナー店当社間で定められた場所において個人情報を利用、アクセス、その他の取扱いを行うものとし（特に定めがない場合は当社の事務所内において取扱うものとする）、事前の書面による当社の同意を得ることなく、当該場所からの個人情報の持ち出しありは取扱い場所の変更を行ってはならない。

### 第3条（役員及び従業員による利用）

1. パートナー店は、個人情報を開示し、または利用させることができるパートナー店の役員及び従業員を、当社が認めた者に限定するものとし、それ以外の役員及び従業員に対し個人情報を開示し、または利用させてはならない。
2. パートナー店は、第2条より第4条までの義務を、前項の自身の役員及び従業員に周知、徹底するとともに、これらの義務を順守させることとする。さらに、パートナー店は、本契約に従事するパートナー店の役員及び従業員より機密保持に関する誓約書を提出させ、これを当社が要請した場合には、当社に提出するものとする。

### 第4条（管理体制）

1. パートナー店は、個人情報保護管理責任者を定め、パートナー店の役員及び従業員が個人情報を機密として保持し、外部に流出、漏えい等することがないよう、万全の管理体制、措置（役員及び従業員に対する個人情報保護に関する教育の実施を含む）を講じるとともに、当社が管理事項を指示した場合、パートナー店は当該管理事項を順守しなければならない。
2. パートナー店の個人情報保護管理体制、措置が不十分と当社が判断し、または指示する管理事項を順守していないと当社が判断した場合、当社は、パートナー店に対して、期間を定めてパートナー店の個人情報管理状況の改善を要請することができ、パートナー店がこれに応じていないと当社が判断した場合は、締結している取引にかかる契約を解約することができる。

### 第5条（損害賠償）

パートナー店は、個人情報を漏えい、または紛失・き損させたことにより、当社及び当社の関係会社、並びに当該個人情報で特定される本人または第三者に損害を発生させた場合、その損害を全賠償するものとする。

## 第6条（監督等）

- 当社は、パートナー店に対し、本別紙に基づく個人情報保護にかかる取扱及び管理状況を監督するため、パートナー店の施設に立入ることに対して、パートナー店は当社に協力しなければならない。
- パートナー店は、当社が別途定める方式及び頻度により、定期的にパートナー店における本別紙に基づく個人情報の取扱及び管理状況を当社に報告するものとし、また、当社が要請した場合も同様とする。

## 第7条（個人情報の返却、廃棄・消去）

パートナー店は、当社より個人情報の返却・廃棄・消去の請求を受けたとき、本契約が終了したとき、またはその他の理由により個人情報が不要となったときは、これらを速やかに当社に返却し、または当社の指示に従って廃棄・消去するものとする。なお、複写・複製または加工されたものがある場合、それらも同様とする。

## 第8条（再委託）

- パートナー店は、事前の書面による当社の承諾を得ることなく、本別紙に関わる業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。但し、当社の承諾を得て、第三者に再委託する場合も、本条第2項及び第3項の義務を引き続き負うものとする。なお、本契約締結時点で既に再委託が決定している場合は、本契約締結と同時に、再委託先の情報を当社に報告しなければならない。
- パートナー店は、当社の承諾を得て再委託する場合といえども、当該第三者が本契約を履行するにあたり、再委託の禁止等、本契約及び本別紙において自身が負担すべき業務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。
- パートナー店は、当社の承諾を得て再委託した場合といえども、再委託先において個人情報を漏えい、紛失またはき損させたことにより、当社、当社の関係会社、当該個人情報で特定される本人その他第三者に損害を発生させた場合、損害を被った者に対してその損害を全額賠償するものとする。

## 第9条（事故時の対応）

パートナー店は、個人情報に関する事故（個人情報の漏えい、紛失またはき損など。但し、これらに限定されない。以下、同様とする。）を発生させた場合またはその可能性がある場合、直ちに当社に当該事故について報告するとともに、当社の指示に従い、当該事故にかかる対応体制の設置、当該個人情報で特定される本人への対応、その他、当該事故への対応を行うものとする。

## 第10条（契約期間）

- 本別紙の有効期間は、パートナー店当社間で締結した本契約の終了するときまでとする。
- 前項の規定に拘らず、第2条、第3条、第6条及び第8条の規定は、パートナー店当社間の本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

以上  
制定 2020年12月01日